

辛島市政における熊本市街地の近代化*

Modernization of Kumamoto city in Karashima municipal government

森 麻衣子**、星野裕司***、増山晃太****、小林一郎*****

By Maiko MORI, Yuji HOSHINO, Kota MASUYAMA, Ichiro KOBAYASHI

中心市街地が持つ歴史的な成り立ちを整理しておくことは、その都市の個性に基づいた計画を立てるためにも重要である。再開発計画が立てられている桜町は歴史的に様々な変化を遂げてきた。特に明治30年代に行われた練兵場移転・新市街建設の市区改正事業は熊本の都市構造を大きく変化させ、それを受けて熊本市街地は発展した。

本研究では市区改正事業が行われた辛島市政に着目し、文献による市区改正事業の概要を整理し平面図の分析によって新市街の空間設計の特徴を明らかにすることで当時の市街地形成を読み解く。また、辛島格の都市についての考え方などを踏まえて事業を捉えることで、新市街が「模範都市」として建設されたものであるということが明らかになった。

1. はじめに

(1) 背景

現在、地方都市の中心市街地の活性化は全国的な課題となっている。その中心市街地が持つ歴史的な成り立ちを整理しておくことは、その都市の個性に基づいた計画を立てるためにも重要である。熊本市街地にある桜町周辺では実際に市街地再開発計画が立てられている。北に熊本城、東に県内最大の繁華街である下通・上通アーケード、白川・坪井川に囲まれた桜町周辺には、交通センターや商業ビル、オフィスビルや市民ホールが混在している。

この桜町周辺は、時代を遡ると様々な変化を遂げてきた場所である。熊本藩時代の城下町は西南戦争時に大半が焼失し、軍施設が置かれ、その後は官公庁街・商業地区へと移り変わった。明治以降の熊本市街地の経年的変化に対する研究で、木島¹⁾は明治25年までは市街地が旧藩制時代とほとんど変わっておらず、明治30年代から大正・昭和初期に熊本市の都市構造が大きく変化し、その後はそれを受けて市街地が発展したとしているが、その最も顕著な場所が、この桜町なのである。また、明治期東京の都市計画について藤森²⁾は「明治の都市計画の基本問題意識というのは、封建都市として作られた旧江戸をいかに近代都市東京に作り変えるか」と述べており、当時その意識は地方で

も同様にあったと思われる。塚田らによって明治期横浜の市区改正計画が港づくりを中心とした欧米的な都市計画であったことが明らかになっている³⁾。同様に当時の熊本においても都市の近代化が求められた。熊本の都市構造を大きく変化させた練兵場移転・新市街建設の市区改正事業を行った辛島市政を見ることは現代に続く熊本市街地の構造を理解する上で重要である。

辛島市政に関しては、水野⁴⁾によって練兵場移転交渉やその他の事業計画について郷土史の観点で網羅的にまとめられているが、新市街建設に関しては深く述べられていない。本研究では都市づくりの観点で市区改正事業の流れや工夫を整理するとともに、新市街建設の計画・設計の詳細を明らかにする。

(2) 目的

明治・大正期の桜町周辺において大規模な市区改正事業が行われた、第3代熊本市長である辛島格の市政期に焦点をあて、市区改正事業書類や辛島家資料などから市区改正事業の制度的な工夫や山崎新市街における空間設計の特徴を明らかにすることで、当時の市街地形成がどのように行われたかを読み解く。

2. 研究対象と方法

(1) 辛島市政

第3代熊本市長である辛島格(からしま いたる)は1897(明治30)年に就任、1913(大正2)年に病気で辞職するまで3期16年間市長として熊本市の近代化に尽力した。八代郡長として新地造成などにあたり、その功績から市民人気が高く満場一致で選任された辛島格は市区改正事業の他、行政改革や教育改革



図1 辛島格⁵⁾

* keyword: 辛島格、熊本市街地、市区改正事業

** 学生員 熊本大学工学部社会環境工学科
(〒860-8555 熊本市黒髪2丁目39番1号)

*** 正会員 博(工) 熊本大学大学院自然科学研究科准教授

**** 学生員 工修 熊本大学大学院自然科学研究科

***** 正会員 工博 熊本大学大学院自然科学研究科教授

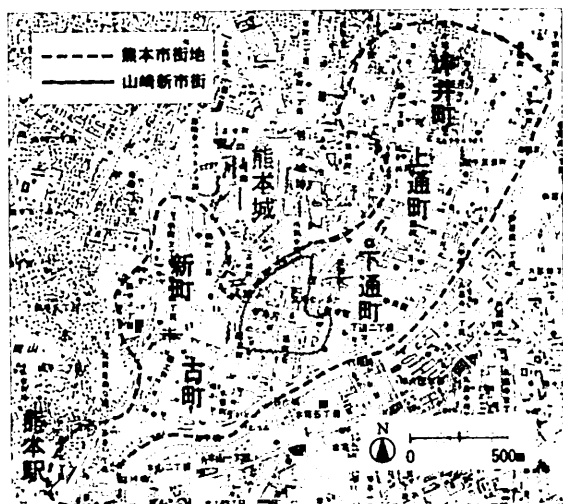


図2 対象市街地図⁶⁾

表1 資料リスト

資料名	文書/図	著者、発行
1 熊本市第一期改訂地図	文	辛島格 等、明治43年
2 辛島熊本市長之功績	文	山田雅一 著、辛島格 監
3 第一〜五回統計書	文・図	熊本市役所統計課
4 市区改正事業書1冊	文	熊本市歴史資料室 蔵、大正8年
5 明治・大正紀要書	図	熊本市歴史資料室 蔵
6 山崎新市街地割平面図	図	熊本市歴史資料室 蔵
7 辛島市史14 熊本市街地	文・図	熊本県歴史資料室 蔵、熊本市歴史資料室 蔵
8 辛島市史14 乙類書	文・図	熊本県歴史資料室 蔵、熊本市歴史資料室 蔵
9 辛島市史14 上水道と水廻り	図	熊本県歴史資料室 蔵、熊本市歴史資料室 蔵
10 辛島市史14 日本館市史	文	熊本県歴史資料室 蔵、熊本市歴史資料室 蔵
11 熊本市議会史 戦前編	文	熊本市議会事務局 編、熊本市議会 発行
12 熊本市史 通史編第六巻 近代Ⅰ	文	熊本市史編纂委員会 編、熊本市 発行、平成9年
13 熊本市史 通史編第六巻 近代Ⅱ	文	熊本市史編纂委員会 編、熊本市 発行、平成13年
14 熊本市史五十年史	文	大塚一孝 著、九州中央新聞社出版部 発行、昭和14年8月
15 熊本市100年	文	窪寺隆敏 著、有隣堂出版部 発行、平成15年
16 図説 熊本・わが街	文・図	熊本日日新聞社 発行、昭和63年
17 熊本県 明治大正昭和 熊本	図	熊本県 編、国書刊行会 発行、昭和55年
18 目で見る 熊本市の100年	文	熊本県 監修、株式会社熊本出版 発行、2009年

などを行っている。当時の熊本市の人口は約4万人とされており、日清戦争後から増加傾向にあった。

2) 対象地域

(a) 山崎新市街

図2の実線で囲まれた地域で、現在の桜町、辛島町、練兵町、通町、花畑町である。再開発計画のある桜町を含むおよそ13ヘクタールで、辛島市政期に市区改正事業が行われた場所である。

(b) 熊本市街地

図2の破線で囲まれた地域とする。戸川、坪井川、花岡山の間に位置している。複数の明治期の熊本市街地図を見ると共通して描かれている地域であることから当時の人々がこの地域を市街地と認識していたと考える。また、現在の繁華街の位置や中心市街地再開発計画の範囲を考慮し、この地域を熊本市街地とした。

(3) 研究の流れ

本研究では、辛島市政期に行われた市区改正事業を詳しく見ることによって熊本市街地の近代化を明らかにしていく。まず本研究で使用する資料のリストを表1に掲げる。

3章では表1の資料3,4,11,12,14を中心に年表を作成し、市区改正事業の全体や背景を把握する。さらに4章では資料6,7,8の宅地割の平面図により、街路計画・設計の特徴や各区画の地価からみる特徴を示し、当時の写真や図面から新市街の様子を明らかにする。5章では3・4章で明らかにした市区改正事業に関して、資料1,2を中心とした文献から読み取れる辛島格の考え方を踏まえ、都市構造の形成を明らかにしていく。



図3 明治25年市街地図
(筆者加筆)¹²⁾



図4 明治44年市街図
(筆者加筆)¹³⁾

3. 市区改正事業の概要

(1) 山崎練兵場移転

山崎練兵場の移転は辛島の市長就任の20年前から熊本新開で論じられていた。山崎練兵場が熊本区の商業の中心地古町と坪井町とを分断し、熊本区全体の商業の発展を阻害しているとしてその移転を求めるもの⁷⁾が1881(明治14)年に6回に渡る論説として掲載された。またその10年後の1891(明治24)年にも同様に市区改正を論じている。それを受けて第2代熊本市長の松崎為己のときに市会において市区改正に関する議論が行われたが、松崎市長の急な辞職のため次期市長の辛島がこれに取り組むこととなった。辛島は市長就任直後に市会に山崎練兵場移転に関する諮問案を提出した。それに付随して提示された陸軍大臣宛の許可願の中には練兵場に関して“... 当市ハ山崎練兵場ナル広闊ノ空地ヲ中腹ニ有スルヲ以テ、從來専ラ市ノ外方ニ向ッテ自然ノ膨張ヲ為シツヽアルハ目今ノ状況ニ有之候、如此ハ本市ノ大ニ遺憾トスル所ニシテ該練兵場ノ為メニ、本市ハ南北両区ニ分隔セラレ街衢ノ体裁ヲ損スルハ勿論、往來交通ノ便ヲ失スル亦特ニ甚ダジク、從ツテ商工業ノ発達ニ影響ヲ及ホスモノ尠ナラサル...”⁸⁾と書かれており、市街地の中心に位置する練兵場の移転は市の発展に不可欠であるという意思を表示した。この諮問案は満場一致で可決され、陸軍大臣宛に送られた。また、市区改正取調委員会を設置し辛島格と市会議員吉永為己が上京している。当時の熊本県知事大浦兼武は辛島市長が提出した「山崎練兵場敷地交換の内許可願」に関して全面的に賛成を示す上申を提出しており、陸軍省が第六師団長に提出させた具申の中にも狭小となった軍施設拡張の機会であると捉えている記述があることから、市としてのみでなく熊本県あるいは陸軍からも望まれた移転であったといえる⁹⁾。

山崎練兵場の移転先である飽託郡大江村の買収に関しては、内務大臣・陸軍省から市区改正事業の許可が下りる前に行われている。移転先の心配がないことが移転期間の短縮につながり、移転交渉の際に有利に働くように先手を打って計画されたことが分かる。市は県・大江村住民の協力を得、買収はわずか1ヶ月で終了した。内務大臣から練兵場と大江村の交換認可の訓令ののち、1898(明治31)年12月23日に市区改正事業許可が下り、地所交換に関する契約を締結した。

事業許可が下りるまでに移転に関する条件について陸軍省や第六師団と何度も交渉がされてきた。条件の第一項で面積対価

表2 市区改正年表

1881(明治14)年	5	『熊本新聞』が論説「熊本市改正」を掲載(全6回)	3	県知事と市長の土地追加契約書交換
1889(明治22)年	4	市町村制が施行され熊本市が誕生		元地主復権運動終了
1891(明治24)年	2	『熊本新聞』が論説「山崎練兵場」を掲載		改正「土地収用法」公布
	7	春日駅(のち熊本駅)開業。門司-熊本間の九州鉄道が開通		大江村買収地の登記完了
1892(明治25)年	5	池田駅(のち上熊本駅)開業		新市街土地造成竣工
1894(明治27)年	8	日清戦争開始		山崎練兵場敷地が市の所有となり、大江村交換地を軍省に納付
1897(明治30)年	9	幸島格市長就任		改正「土地収用法」施行
	10	市長、山崎練兵場敷地交換の諮問案を市会に提出		新市街購買1件(第百五十一銀行)
		臨時市区改正取調委員会設置		桜橋開通式、新市街起工式、市区改正事務所落成式
	12	市区改正ニ関シ上京目選挙議案		新市街地売却開始
1898(明治31)年	1	陸軍大臣宛に内許可願を提出		9 新市街購買1件(電話交換局)
	2	第六師團長、陸軍大臣に「山崎練兵場之儀ニ付具申」		10 市区改正事業に関する年末慰労金について
		陸軍省から「熊本市出願交換地ニ関スル件」送付(→知事→市長)		12 県内銀行支払停止。経済恐慌へ
	4	山崎練兵場交換地について陸軍大臣から指令	1901(明治34)年	3 新市街竣工
		山崎練兵場敷地交換出願ニ対スル示達ノ件ニ付答申議案可決	1902(明治35)年	2 新市街購買2件(商業会議所・農工銀行)
	5	知事が熊本市長の答申を陸軍次官宛に上申		3 新市街購買2件(肥後銀行・菅原神社の交換)
		第六師團参謀長が陸軍省に意見書提出		地所売却代金附議案
	7	「市区改正ニ関スル返電諮問案」について審議	1903(明治36)年	11 行幸橋架設。陸軍特別大演習(明治天皇来熊)
		熊本県内務部長より交換地に関する条件修正について通牒		2 新市街発展のため市税等免除に関する建議
		市長、請書を県知事に提出		新市街購買1件(熊本市・南部高等小)
		山崎練兵場敷地交換出願運動に関する報告		3 山崎新市街地方税免除条例議案
	10	「熊本市市区改正公債条例」を市会に上程		5 特別会計ノ支弁ニ属スル建物売却議案
		陸軍省より交換地条件について依存がないか、熊本市に照会		山崎新市街地売却に関する諮問案
		熊本内務部長「熊本市出願土地交換ニ関スル条件」の覚書を市に示達		7 新市街購買1件(熊本招魂祭主催幸島格)
	11	山崎練兵場復権運動が起こる		9 本市市区改正公債元利金償還処理方針諮問案
		熊本市市区改正公債条例議決変更ニ関スル議案		市区改正事務所廃止諮問案
		「熊本市市区改正公債方法」に改称		新市街購買1件(熊本格闘事務局)
		大江村土地交換に関する件		11 市区改正新公債法議案
		公債方法の内務・大蔵両大臣の認可手続		12 新市街購買1件(熊本招魂祭主催幸島格)
	12	内務大臣、練兵場と大江村の交換認可の訓令を熊本県宛に発令	1904(明治37)年	2 日露戦争開始
		県が市役所に移転について指令		3 新市街購買1件(熊本格闘事務局)
		市区改正事業許可。地所交換に関する契約締結		4 第一回新公債募集
		県知事と市長との土地交換についての契約、調印		12 第二回新公債募集
1899(明治32)年		市区改正公債方法の内務・大蔵両大臣の許可を得る	1905(明治38)年	3 官営彦根草刈製造所設備ニ関スル議案
	2	「熊本市市区改正公債方法」「熊本市市区改正公債取捨手続」を定める		陸軍予備病院開く
		山崎練兵場跡新市街予定区域中において電話交換局敷地売買予定に関する件		12 山崎新市街地所の内大蔵省への特売の件に関する諮問案
		熊本市市区改正公債方法議決変更ニ関スル議案		新市街購買1件(大蔵省)
		熊本市特別会計規程議案	1906(明治39)年	3 新市街購買1件(熊本毎日新聞社)
		兵器支隊、騎兵營の移転開始	1907(明治42)年	12 熊本輕便鉄道開業式(安比橋・水前寺間)
		熊本市市区改正公債募集開始	1908(明治41)年	2 山崎新市街町名及宅地番号設定ニ関スル議案
	3	征清記念碑建設場所に関する諮問		7 大和座創設
		委員設置方法ニ関スル議案	1910(明治43)年	旧公債償還完了
		市区改正委員の選挙について		2 基本田按番積条例中改正議案
		熊本市市区改正に関する調査終了	12 熊本煙草製造所を新築、製造	
	4	市区改正工事の実施段階に入る	1911(明治44)年	1 電気館開館
	6	市区改正工事着工		5 通信管理局庁舎落成
		大江村諸工事起工		10 記念碑前の通りに輕便鉄道開通(菊池軌道)
		新市街土地造成起工、桜橋起工	1912(大正元)年	2 本市公債償還年次変更議案
	10	熊本市市区改正事務局起工	1913(大正2)年	1 幸島市長病氣退職
		大江村買収地の登記着手、諸工事竣工		10 相模館建設(記念碑付近)
		桜橋竣工	1914(大正3)年	10 世界館開館式(記念碑付近)
1900(明治33)年	2	第14回帝国議會で山崎練兵場交換問題が取り上げられる		新公債償還完了

に相当する換地を行うことが出されており、これに対し市は「二十三聯隊ノ西南ニ各拾五間巾ノ道路ヲ設ケテ市街家屋トノ距離ヲ存ジ」と提案している。2つの15間道路に関しては移転面積に含まないということを狙ったもので、陸軍はこの案を許可した。練兵場移転の費用はすべて熊本市が負担するという、陸軍省から出された条件のまま土地を交換するとなれば、「直接過当ノ市税ヲ増課セサルノ収支相償ハサル計算ト相成、市経済上ニ於テ到底許サル所ニ有ノ候」なため、できるだけ安価に事業を進めたい市はこのような提案をし、陸軍省が妥協したことで変更されたということである。その他工期に関するなどが改訂され、移転条件が決定した¹⁰⁾。

このような交渉の途中、山崎練兵場の旧地主らによる復権運動が起きた。以前は旧藩士族屋敷であった場所を、明治8年頃と

明治10・11年頃の2回に渡り陸軍省によって強制的に買収された。旧地主らは、市区改正事業により山崎練兵場が陸軍から市へ譲渡されることは買上げ当時の目的が消滅するということであると、土地収用法を盾に買上げ当時の値段1坪33銭余で払戻しをすることを請求した。しかし2度の買収は土地収用法が出される前の時代に行われたことであることから「現行の土地収用法の適用を受けるべきものではない」とし、この旧地主復権運動はおさまった¹¹⁾。

(2) 練兵場から新市街へ

練兵場を大江村に移転すると同時に、その跡地に新たな「市街地」を形成する準備が必要であった。市は市区改正事業に必要な費用を集めるために1898(明治31)年10月5日に「熊本市々区改正公債条例」を可決、11月8日の市会で「熊本市々区改正公債

方法」と改め、内務・大蔵両大臣の許可を得、市区改正公債方法と取扱手續定めた。募集金額は43万円で、明治32年度には募集完了を目標とした。しかし経済恐慌により土地売却が進まず、公債の償還計画を立て直す必要が出た。1903(明治36)年9月の市会で新公債を発行することが可決された。応募された13,970円は旧公債の償還に当てられた。旧公債は1910(明治43)年、新公債は1913(大正2)年に償還完了している。

また、熊本市最初の特別会計も、1899(明治32)年2月の市会で規程議案が提出された。その議案の第一条には、“**市区改正ニ関スル会計ハ特別トシ、其会計事務ハ市区改正事務所ニ於テ取扱フモノトス**”¹⁴⁾とあり、市区改正に関する会計は市の通常予算とは区別された。年度末である2・3月に次年度の特別会計予算案を市会に提出、翌年の年末にその決議書を提出するように規程がなされた。

新市街造成にあたり設計顧問に就いた当時県技師で後熊本高等工業高校校長となった川口虎雄が測量・製図を行い¹⁵⁾、工事は人札によって4区に分けて行われている¹⁶⁾。

新市街では**道路延長三千餘間人道車馬道を区劃し雨水溝延長六千貳百間、下水溝壙三千三百間を設け沈澱池掃除口燈火孔等を設備し其の結果市街を地四万貳千百八拾坪を得**¹⁷⁾、とあるようにまずは近代的な道路の建設が行われた。

また、道路建設においては新市街のみでなく周辺地域に関しても行われた。“**此處を變して東北部坪井地方と西南部新町古町地方とを連結せば市區の體裁を一新し商工業の發達に裨補する**”¹⁸⁾ことが市のためになるとし、すでに商業地区として活発であった地域との連絡道路が敷かれた。東部地方への連絡としては記念碑公園から下追廻田畑町を貫通して下通町に達する新道路を建設し、西部方面へは熊本城宇古城地内に幅4間の新道を建設、坪井川に桜橋を架設し連結させた¹⁹⁾。洗馬橋と新市街の間に位置する既存の船場町も、道路建設のために坪単価20円で買収されている。こうして、熊本市街地内での各地区間の交通連絡の中心となる新市街を造成した。

(3) 山崎新市街地売却

1900(明治33)年4月に新市街地の売却が開始された。この売却は官公庁や企業から個人まで幅広く募集されている。一番初めの購買主は第一百一銀行で、その後個人や電話交換局などが新市街地を購買している。しかし同年12月に第九銀行・熊本貯蓄銀行の支払停止、翌年4月には福永銀行・百二十一銀行も臨時休業となり、経済界は恐慌となってしまった。当初4年間で新市街地全てを売却する予定であったが、この経済不況により売却が思うように進まなかった。当時の様子は“**練兵場の跡は、さながら一大広野のごとく、草は思うままに茂り、日没の跡は婦女子の通行も危ぶまれる始末である**”²⁰⁾と新聞に報じられている。そこで市は新市街における市税の免除を行い、売却を推進した。

1905(明治38)年に煙草専売局が建設されたことにより、1907(明治40)年からは公共的な企業・団体の土地購入はなく、全て個人での購買となっている(図5)。その中でも1911(明治44)年に熊本初の映画館である電気館が開業した頃から、映画館や劇場が多く立ち並び繁華街へと発展している。

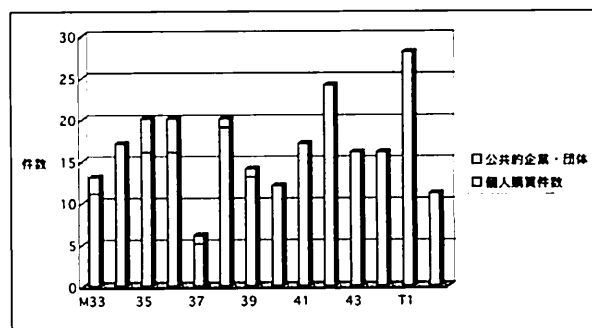


図5 区画割平面図資料²¹⁾

表3 明治33・35年の土地購買者リスト²²⁾

年次	1900(明治33)年	人数	1902(明治35)年	人数
一等	米屋、貸金屋、地蔵用主人	1	銀行家、水産、紙商	3
二等	煙草商	3	商業金庫所、農家、貸金屋	4
三等	銀行家、医師、生絲製造者	4	銀行家、物品販売業、写真家、酒蔵業	14
四等	銀行家、医師、生絲製造者	4	小間物業、煙草製造業、官吏、下駄商	1
五等	銀行家、医師、生絲製造者	4	古物商、貸金屋、製菓	1
六等	銀行家、医師、生絲製造者	4	神社敷地	1
七等	銀行家、医師、生絲製造者	4	浴室、医師、官吏、用主人	4
八等	銀行家、医師、生絲製造者	4	貸金屋、医師(五等)	2
九等	銀行家、医師、生絲製造者	4	銀行家、医師、生絲製造者	2

商業関係
近代的商業

同一人物が異なる等級の土地を購買しているものがあるため、購買者の合計と図5の購買件数とは値が異なる。

表3は文書が残っていた1900(明治33)年と1902(明治35)年の新市街地購買者リストである。両年とも地価の低い四等地の購買者が多いことがわかる。また購入者の種類に着目すると、一等地の購買は米屋や傘製造業などの古くからある種類の商業者で、四等地の購入は銀行家や写真家などの近代的な商業者が多いことがわかる。4章で地価について詳しく述べるが、四等地は新市街の中でも現在の繁華街に近いところに位置しており、その後の中心市街地の商業地区としての発展の仕方に少なからず影響があると考えられる。

4. 新市街設計の特徴

(1) 区画割平面図の推定

山崎新市街の区画割は土地の買収状況により変化をしている。表4でまとめた平面図を元に比較を行うが、図の年代や縮尺や方位が明記されておらず、筆者が推定を行っている。推定の根拠は下記に詳述する。

表4 区画割平面図資料

年代(推定)	図番号	使用した資料名
① 1899(明治32)年以前	図7・図10	山崎練兵場敷地宅地割全図
② 1903(明治36)年頃	図8・図11	山崎新市街宅地割平面図
③ 1908(明治41)年頃	図9・図14	熊本市山崎新市街町名地番設定
	図13	幸島家資料乙號書類中の図面

推定根拠

- ① 行幸橋が架け替え前の下馬橋であること(1902年架け替え)や、桜橋(1900年架設)がまだ存在していないこと、菅原神社が移転(1902年)する前であること、記念碑公園計画(1899年)前であることから1899(明治32)年以前と推定した。
- ② 電話交換局(1900年)、菅原神社(1902年)、記念碑公園(1899年計画)、桜橋(1900年架設)があることから1902(明治35)

年以降であることが分かる。またこれとはほぼ同時期であると思われる地図に付属された文書に「明治三十六年」とあることから1903(明治36)年頃と推定した。

- ③ 山崎新市街町名地番設定図という資料名から、それが設定された1908年頃の図であると推定した。幸島家資料中の図の方は、実際に決定された名前でないものがあつたため、後者を計画図、前者を決定図として捉えている。

(2) 街路網計画の変遷

練兵場を大江村に移転したことで、山崎町には広大な更地が生れた。3章で述べたようにまずは街路網の計画がなされた。

図6は1899(明治32)年頃の計画図である。陸軍からの移転条件により歩兵二十三聯隊營の西側・南側に道路が設けられており(図6橙色直線)、西側の道路はそのまま山崎町まで延長されている(図6点線)。洗馬橋から東側・下馬橋へと向かう道路は広幅員に設定されている(図6赤色破線)。当時市街地として栄えていた新町・古町方面や熊本城跡地にある軍施設への結節の良さを考慮したものであるといえる。その他の街路に関してはほぼ東西・南北に垂直に計画され、基盤目状の街路網を形成している。

図7、8は、1901(明治34)年の山崎新市街竣工後の図であるため、実際に建設された街路が示されている。

1899(明治32)年の市会において「征清紀念碑建設場所に関する諮問」がなされ、歩兵二十三聯隊營敷地の南西約530坪の土地を1坪13円50銭で市より売り渡されることが決定した²³⁾。

実際に設計された街路は陸軍省と交渉した移転条件である15間道路を除くと、山崎新市街地には8,6,4,3,1.5間という5種類の幅員の道路で構成されている。図6では洗馬橋に直接通じる道路が広幅員であったのに比べ、図7では15間道路を含め紀念碑公園を中心に広幅員道路が延びている。1900(明治33)年に開通した桜橋から山崎新市街へは6間道路が敷設され、新町方面へのアクセス

の重要性がみられる。また、15間道路に対して南北軸は並行、東西軸は垂直につくられたことできれいな長方形の町割りが生まれた。南北軸と東西軸の間隔は計画当初とはほぼ変わらないが、東西軸に関しては区画の中央に1.5間道路を設けられた。これにより利便性の他、防災上も有効な街路が形成された。

1905(明治38)年に大蔵省が煙草専売局の土地を購入した後は図8のような区画が形成された。中心の4区画の道路をなくし、約10,200坪の土地が煙草専売局となった。「当初企画セラレタル四通八達基盤形ノ理想的街衢ノ体裁ハ、多少ノ変更ヲ来タサルベカラザルニ至リ²⁵⁾」と「理想の街路網」を妥協し、経済効果を優先してこの場所に煙草専売局を誘致している。また、そのために道路を増やすことや幅員の変更などはおこなっていないことが分かる。

(3) 売却地価の変遷

山崎新市街地の売却は図9、10で示すように短冊状の土地1つ1つにランクをつけて行われた。

1899(明治31)年頃の宅地割図(図9)から、当初は甲・乙・丙の3種類に区分していたことが

表5 等級別坪単価³¹⁾

等級	価格	等級	価格
1級	30.00	1級	11.00
2級	25.00	2級	12.50
3級	22.50	3級	11.00
4級	20.00	4級	10.00
5級	18.50	1級・2級	9.00
6級	17.00	2級	7.00
7級	15.50	3級・2級	6.50

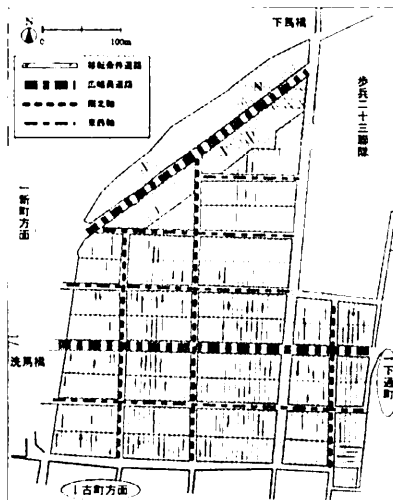


図6 新市街地道路計画図
(筆者加筆)²⁴⁾

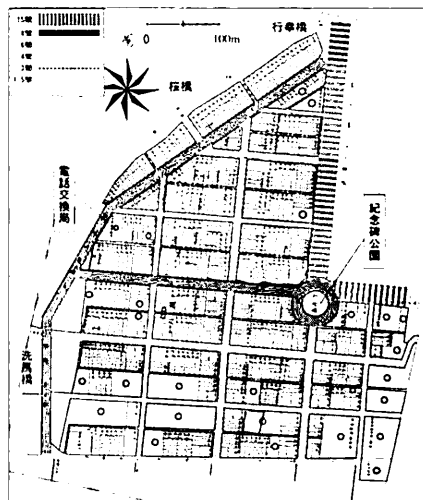


図7 1903年頃の道路と町割り
(筆者加筆)²⁶⁾

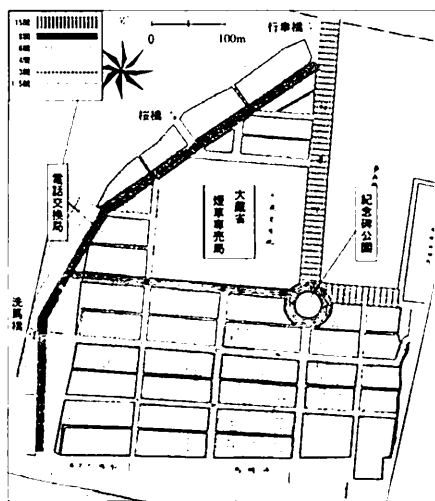


図8 1908年頃の道路と町割り
(筆者加筆)²⁷⁾

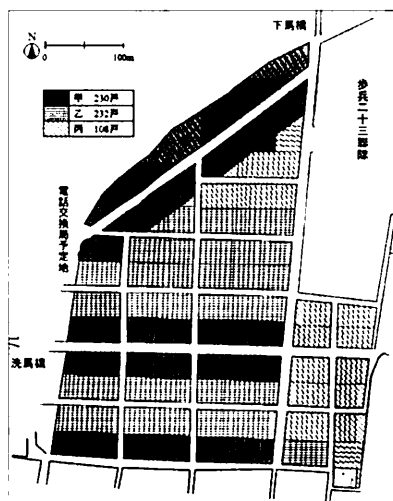


図9 1899年頃の地価計画
(筆者加筆)²⁹⁾

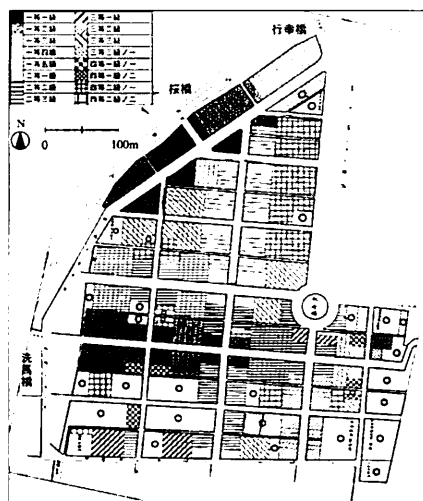


図10 1903年ごろの地価
(筆者加筆)³⁰⁾

分かる。電話交換局へ土地売却を行った時期のものであると思われるため、ランクに対して地価が明確に定まっていなかった。電話交換局の売却は図9の黒丸で示した場所であるため、「甲」に分類された箇所は1坪30円程度の地価を考えていたと思われる。坪井川沿いのエリア・新町方面をつながる船場橋を直進する通り・古町方面へつながる南側は「甲」、歩兵二十三聯隊營の付近は「丙」と設定されていることが分かる。

1903(明治36)年の宅地割平面図(図10)ではさらに細かいランク付けがされており、一等一級から四等二級ノ二まで16区分された。それぞれの坪単価は表5に示したとおり、30円から6円50銭まで幅広く設定されている。文献によると“一等より五等までとし、各等また五級の区別を設け五等の五級は一坪五圓、一等の一級は坪三十圓²⁸⁾”とあるため更に細かく価格設定がなされていた可能性もあるが、これは平面図に示されていない。一等一級は山崎新市街起工に先駆けて架設された桜橋近辺で、つづいてその周辺と洗馬橋周辺は一等二級・三級となっているため、こちらも新町方面との繋がりが強い場所ほど高価となっていることが分かる。しかし図9では「甲」とされていた新市街南側の一部は、図10では中央の道路沿い意外全て三等となっている。歩兵二十三聯隊營の東側は四等二級の二、南側は四等一級から二級ノ二と設定されたため図9と同様に軍施設の付近地域の価値の低さが示されている。ただし記念碑公園が歩兵二十三

聯隊の南東に建設されたため、その周辺は二・三等となっており、公園周辺地域として価値が上がっていることが窺える。
(4) 街路や町並みの特徴

山崎新市街の売却が進むにつれ、様々な建物が建てられるようになった。大蔵省煙草専売局(図12)や通信管理局(図13)、電話交換局などの公共性の

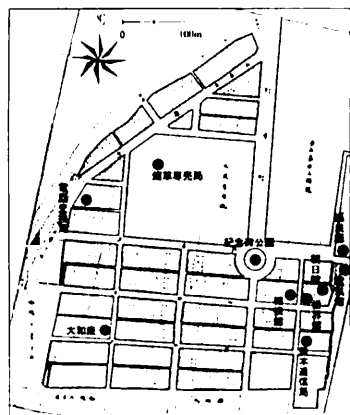


図11 大正初期の施設位置³⁴⁾

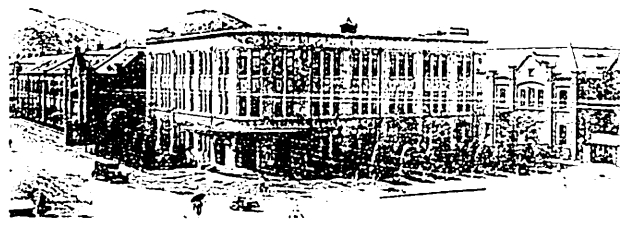


図12 煙草専売局³⁵⁾

高い施設としては、煉瓦造りやコンクリート造りなどの洋風の建物が建てられた。特に煙草専売局は新市街の中央の約10,200坪に建てられた赤煉瓦の大建築であったため、当時の市民が多くに関心と呼んだ。

記念碑公園(図14)は円形の敷地220坪に征清祈念碑一基、井戸、築山、樹木十数本、外囲いが作られ、その外周は8間幅の道路で囲まれている。中心に記念碑があり、そこから四方に通路が設けられた西洋風の敷地の中に築山や松の木などの日本風の庭園が造られている。市はこの公園を“本市美観の一と稱すべきもの³²⁾”であると考えており、市民の憩いの場として機能した。

山崎新市街の道路は3章でも述べたように、人道と車道を分離した道路建設をおこなっている(図15)。歩道と車道の間には下水溝が設けられ、歩道には樹木を等間隔に植えている。

近代的街路には立ち並ぶ家屋は日本家屋から洋風建築物との両方が織り交ざった様子が見られる。東京で明治初期に計画された銀座煉瓦街のように建物に規制をかけることをしなかったために、和洋折衷の街並みが生まれた。また、1911(明治44)年には新市街記念碑公園前に軽便鉄道が開通している。軽便鉄道は1907(明治40)年の安巳橋―水前寺間を皮切りにこれまで3路線が敷設されていた。軽便鉄道が山崎新市街を横断し、征清記念碑公園には駅が設置される。路線敷設許可の際に市会は“一般公衆の便益と認め差支えなし”と可決し、この時はかなり街区の整った山崎新市街となっていた³³⁾。

5. 市区改正事業と辛島市政

(1) 「模範都市」としての新市街

辛島格は1910(明治43)年に『熊本第一期改善私議』という冊子を著している。市区改正事業がある程度安定してきたこの時期に出版したこの冊子には、辛島の都市に対する考えた方や上下水道や公園などの必要性が説かれている。その文中には「地方の体面」や「熊本の体面」というフレーズが多くみられ、熊本は九州の中心都市でありその位置に恥ない都市をつくらうという思いが全面に示されている。その中で上下水道は、経済恐慌による予算不足のため市内全域に建設できなかったが、山崎新市街には模範的に下水道建設を行っている。私議の序言に“既存都市の改良に或は模範市街の建設に没々として是れ日も足ら



図13 通信管理局正面図³⁶⁾

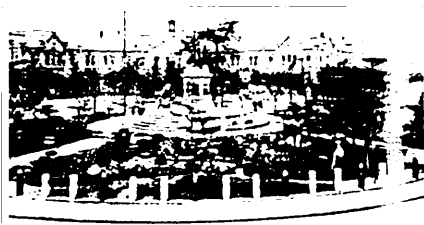


図14 征清記念碑公園³⁷⁾



図15 桜町通りの新道路³⁸⁾



図16 軽便鉄道路線図(筆者加筆)³⁹⁾

ざるの有様なり而して市として設備し經營せられつゝある事項は多々あり⁴⁰⁾とあり、このことから山崎新市街は中心都市としての機能を盛り込んだ「模範都市」であったことがわかる。

辛島は市区改正事業で新市街を建設したことだけでは満足していなかったと思われる。私議では、市街地における上下水道や公園、市公会堂などの必要性は、理由とともに工費まで公開して市民にこれを知らせている。これらの計画について辛島は“地方有識者間に於ける十年以來の宿題にして決して新奇の問題にはあらず只此の時機に於て之が總てを解決せんと欲するにあるのみ⁴¹⁾”と述べており、1888(明治21)年に市制が施行されてから20年以上経過していたことから、旧来の都市構造を早急に改革する必要性を強く感じていたのではないだろうか。新市街建設はその第一歩であり、新しい都市構造をつくるために最低限必要な事業であると感じていたことが推測される。辛島は大正元年に日本都市研究会に入会している⁴²⁾ことから、都市づくりに対して大きな関心を持っていたことがわかる。

(2) 道路・区画から見る模範都市

4章(2)(3)において、新市街建設では、道路幅員や地価の設定などから、その土地の位置が持つ価値についてはかなり意識されており、新町方面などの他地域に対する位置づけが重視されていることを明らかにした。新市街に建設した基盤目状の区画や町名設定に関しては旧来の城下町型であるが、そこに近代的な機能を持った道路を加えることによって、日本古来の都市構造に新時代に合致した機能を盛り込ませ、近代日本に必要な都市改造が行われたのではないだろうか。基盤目状の区画に近代的な道路を設計することは明治初期の東京に見られ、上京して市区改正調査を行った辛島はこれに影響を受けていたことは十分に考えられる。しかし土地売却の仕組み上、購入者の土地利用の自由度は高かったため、4章(4)で挙げたような自由な町並みが生まれた。土地の利用や建築物の種類に関しての規制や推奨を行わなかったことがそのような結果になったと想像できる。

辛島が近代的都市の理想として抱いていたビジョンは、東京の『銀座煉瓦街』⁴³⁾のような計画性のある都市像ではなく、『新市街によって熊本市街地の商工業が発展すること』であった。そのため都市の風景をコントロールするような都市像は持たなかったであろうと考える。

(3) 市民の都市的生活と市区改正事業

都市について辛島は「村落に比し其住民及び其地に來聚せる内外人士の生業、教育、健康、慰安等には格段の注意を拂はざるべからず然らずんば其聚積せる人口如何に夥多なりと雖も十分に都市的協同生活の精神を發揮する能はずして村落の集約せるものと標榜所なかるべきなり⁴⁴⁾」と述べている。

新市街の土地売却や公債に関しては広く市民に募集をかけており、明治時代らしい民主主義的な平等理念が感じられる。代金さえ払えば官民職業問わず参加できる仕組みだったことが市民の関心をより集めたのではないだろうか。4章で述べたように土地を小さく区分けし細かい価格設定をして売却を行っていることは、市民が購入しやすいように考慮されていると推測できる。また、専売局や電話交換局などの公共性の高い大型企業を呼ぶことで多くの市民が労働の機会を得ていることや、山崎

新市街を周辺地域と結びつけようと各地間の連絡道路を建設したことで市街地全体として交通の利便性が向上したことは、土地を購入していい人々への恩恵も十分にあったと考えられる。

特に追廻田畑町を貫いて下通町へと連絡道路を通したことは、その後の市街地発展に大きな影響を与えたのではないだろうか。北東部に位置する地域からの人の流れが集まるエリアが山崎新市街で一番安価な場所であったことが商業施設集中につながったと言える。しかし市は新町方面を特に重視して道路の幅員や地価などの設定をおこなっていることから、下通側が特に商業施設が増加することは意図したものではなかったであろう。とは言え明確なゾーニングを持たなかった山崎新市街の建設の目標は山崎新市街ができることによる市街地の商業発展のため、模範都市山崎新市街のイメージと異なるものではない。

6. おわりに

(1) 結論

本研究では市区改正事業の詳細を明らかにすることで熊本市街地の近代化を読み解くことを目的とした。本研究の成果を以下に示す。

1. 1899(明治32)年頃から1908(明治44)年頃までのおよそ10年間について、その中の3ヶ年の新市街の街路計画図や平面図から、道路や町割の計画・設計、地価による土地評価、町名の設定を示した。
2. 上記の図により、新市街建設では他地域との関係を強く意識してつくられていたことを明らかにした。中でも新町地方方面への結節の良さが重要であったことが読みとれた。
3. 辛島格の私議などから、新市街を「模範都市」であると捉え建設が行われていたことが読み取れた。

(2) 今後の課題

「市区改正条例」による市区改正事業は明治では東京のみで許されたものであり、大正期に入って大阪、京都、横浜、名古屋、神戸が条例準用を認められている。つまり熊本の市区改正事業は内務省に許可を取って行っているにも関わらず、正式な市区改正事業とは呼べない⁴⁵⁾。よってその他の地方都市での明治の都市計画と比較し、熊本市区改正の性格を明らかにする必要がある。今回は熊本地区における市区改正事業の意味を捉えたが、全国的な位置での意味を見出すことで熊本独自の歴史性を更に深いものにするのはないかと考えている。

参考文献

- 1) 木島安史：熊本市の市街地形成—その1 明治以降の歴史的变化—、都市計画別冊昭和50年度学術研究発表会論文集第10号、pp.193-198
- 2) 藤森照信：明治の東京計画、岩波文庫、2004、p.371
- 3) 塚田ら：横浜市長と三宅啓一明治後期における横浜の市区改正に関する研究、日本建築学会計画系論文集、2003、pp.109-116
- 4) 水野公寿：熊本市長辛島格の市区改正、財団法人宮嶋利治学術財団、平成6年
- 5) 熊本市議会事務局 編：熊本市議会史 戦前編、熊本市議会

- 6) ウォッチーズ：国土地理院 より作成
- 7) 新熊本市史編纂委員会：新熊本市史 通史編第六卷近代Ⅱ、熊本市、p.592
- 8) 前掲4) p.253
- 9) 前掲6) p.599
- 10) 前掲6) p.600
- 11) 前掲6) p.624
- 12) 明治25年市街地図（熊本県立図書館 蔵）より作成
- 13) 明治44年熊本市地形図（熊本県立図書館 蔵）より作成
- 14) 前掲5) p.288
- 15) 市区改正事業書類（熊本市役所歴史資料室 蔵）
- 16) 辛島家資料乙號書類（熊本県地域振興部文化企画課松橋収蔵庫 蔵）
- 17) 山田珠一、辛島熊本市長之功績、p.5
- 18) 大眉一末：熊本市政五十年史、九州中央新聞社出版部、昭和14年、pp.4-5
- 19) 前掲17) pp.4-5
- 20) 前掲13)
- 21) 前掲6) p.635、表9より作成
- 22) 熊本市統計書（熊本市統計課 蔵）より作成
- 23) 前掲4) p.292
- 24) 山崎練兵場宅地割全図（熊本県地域振興部文化企画課松橋収蔵庫 蔵）より作成
- 25) 前掲13)
- 26) 山崎新市街宅地割平面図（熊本市役所歴史資料室 蔵）より作成
- 27) 熊本市山崎新市街町名地番設定図（熊本県地域振興部文化企画課松橋収蔵庫 蔵）より作成
- 28) 前掲17) p.126
- 29) 前掲12)
- 30) 前掲33)
- 31) 山崎新市街宅地割平面図（熊本市歴史資料室 蔵）凡例より作成
- 32) 前掲17) p.160
- 33) 前掲17) p.171
- 34) 前掲14)、図説熊本・わが街（熊本日日新聞社発行）より作成
- 35) 明治・大正絵葉書帖：熊本市歴史資料室 蔵
- 36) 逓信管理局舎建築関係：熊本市歴史資料室 蔵
- 37) 図説 熊本・わが街：熊本日日新聞社 発行、昭和63年
- 38) 前掲13) 熊本日日新聞より
- 39) 前掲12) より作成
- 40) 辛島格：熊本第一期改善私議、明治43年、p.2
- 41) 前掲50) p.29
- 42) 辛島家資料日本都市葉書（熊本県地域振興部文化企画課松橋収蔵庫 蔵）
- 43) 前掲2) pp.1-96
- 44) 前掲50) p.1
- 45) 前掲2) pp.330-331